

# デジタル社会の実現に向けた重点計画に関する意見

デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第38条第5項の規定に基づき、デジタル社会の実現に向けた重点計画について、下記の通り意見を申し上げます。

## 記

1. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて、住民に身近な行政を担う都市自治体の役割は極めて大きいことから、国は、地方の意見を丁寧に聴き、デジタル社会を見据えた制度設計を行うなど主導的な役割を果たしつつ、都市自治体が重点計画に基づき進めている取組について、進捗に支障をきたすことのないよう、的確な情報提供やきめ細やかなフォローアップを行うこと。

また、急速なデジタル化に伴うデジタルデバイド対策については、今後、都市自治体の更なる取組・役割が想定されることから、独自の取組を行う都市自治体への必要な支援を行うこと。

2. デジタルの活用とともに、これまで積み上げてきた地方創生の取組についても一層強力で推進することが重要であることから、国は、地方への人や仕事の流れをつくり出す施策の推進等のため、十分な財源の確保を含めた必要な措置を講じること。

3. 地域のデジタル化を進展させるためには、専門知識を有する多種多様な人材が不可欠であるが、都市部への人材流出・偏在による弊害が顕在化していることから、官民学連携など効果的な人材育成や人材還流促進の取組を強化すること。また、都市自治体におけるデジタル人材の育成・確保についても、一般職と専門職双方において、具体的な取組がより進むよう、更なる支援を行うこと。

4. 各都市自治体における住民記録や地方税、福祉などの基幹業務システムについて、令和7年度を目標に、ガバメントクラウド上に構築されたシステムへ移行し、統一・標準化を目指すとしているが、システム移行に係る経費に

については、全額国庫補助により必要額を確実に措置するとともに、ガバメントクラウド利用料等の運用経費についても、国が主体となって、関係者との協議による適切な料金設定や為替リスクへの対応を行うことなどにより、現行の運用コストよりも負担増とならないようにすること。

また、移行スケジュールについては、住民サービスの低下を招くことなく安全・確実に移行できるよう、都市自治体の推進体制や進捗状況及びベンダの対応状況等も踏まえ、必要に応じ見直しの検討を行うなど、柔軟に対応するとともに、移行期限を見直したシステムについては、令和8年度以降も同様に必要な財政支援を確実に講じること。

さらに、将来的なシステムに係る経費負担などをよく検証し、デジタルイノベーションを可能とするべく国及び地方公共団体相互においてより良い方策を継続して検討していくこと。

5. ガバメントクラウドについて、セキュリティ対策や個人情報保護に支障が生じないように、万全を期すとともに、その体制等について国民に対する丁寧な説明を行うこと。また、障害が発生することのないようシステムを冗長化するなど適切な対応を図ること。

さらに、各自治体が検討して実施すべき手順や契約のひな型、バックアップの構築等を、早急に具体的かつ解りやすく示し、専門人材を派遣するなど、自治体の過度な負担増とならないよう支援すること。

6. 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用にあたっては、所管省庁によるデジタルを前提とした業務改革（BPR）を積極的に進めるとともに、現場において関連する業務の連携等による業務効率化が図られるよう、関係省庁等の連携も併せて実施すること。その際、システム標準化や既に行っている都市自治体の取組を検証し、都市自治体のニーズや課題を十分把握すること。

7. デジタル化の進展に伴い、個人情報等の利用が拡大していることから、個人情報保護法に即した運用を行うとともに、その利活用については、国民の理解が得られるよう、国として分かりやすく丁寧に説明すること。

8. マイナンバー制度の安全性や信頼性の確保に向け、丁寧かつ十分に分かりやすい説明に努め、制度に関する知識啓発を行いながら、マイナンバーカー

ドの安全性と利便性の両立を可能とする仕組みの構築を図ること。

また、カード更新における窓口の混雑や職員の負担増が想定されることから、今後、住民及び自治体に対し過度な負担が生じないように、支援策を講じること。

さらに、行政手続きのオンライン件数の増大が見込まれることから、マイナポータルの可用性に十分留意するとともに、UI・UXの更なる改善に取り組むこと。

9. アドレス・ベース・レジストリについて、関係省庁と連携し、今年度中に町字情報を整備し、地方公共団体から町字の変更について提供を受けデータの最新性を保つとされているが、都市自治体に対し過度な負担が生じないように、必要な支援策を講じること。
10. 重点計画に掲げられた具体的な施策については、早期に住民がその恩恵を享受できるよう、広く普及しているスマートフォン等のデジタル機器や技術を考慮し、ユーザオリエンテッドなサービスや情報システムの導入、セキュリティ対策を検討すること。
11. 重点計画では、様々な項目において目標時期や数値目標等が示されているが、各都市自治体においては、推進体制や予算を確保したうえで工程表等に基づき計画的に進める必要があることから、国においては、迅速な情報提供を行い、より具体的なスケジュール等を早急に示すとともに、必要な財政支援を講じること。
12. 重点計画に基づいてデジタル社会の実現に向けた具体的な施策が講じられることから、デジタル社会形成基本法に基づく重点計画の策定等に当たっては、本会对し、できる限り十分な時間的余裕をもって意見聴取すること。

令和6年6月5日

全国市長会